



令和4年度 愛媛県特定不妊治療費助成事業【経過措置】のお知らせ

令和4年4月 愛媛県健康増進課

県ホームページ



1 対象者（次のすべてに該当する方が対象）

- ・県内に住所があり（松山市を除く）、治療開始日において法律上の夫婦である（事実婚も可）。
- ・助成を受けようとする治療期間の初日の妻の年齢が、43歳未満である。
- ・特定不妊治療以外の治療法では、妊娠の見込みがない又は極めて少ないと判断された方である。
- ・治療期間の初日*1が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に1回の治療*2が終了*3している。

ただし、治療ステージCの場合は、移植準備のための「薬品投与」の開始が令和4年4月1日以降であっても、令和4年3月31日以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精卵による凍結胚移植である場合は、対象とする。

- *1 「治療期間の初日」：採卵準備のための「薬品投与」の開始日をいいます。
- *2 「1回の治療」：採卵準備のための投薬開始から、採卵、採精、受精、胚移植を経て、妊娠の確認検査（または医師の判断によりやむを得ず治療を終了したとき）までを指します。
- *3 「治療が終了した日」：妊娠の確認検査日（妊娠の有無は問わない）、または、医師の判断によりやむを得ず治療を終了した日

2 対象となる治療

婚姻後、各都道府県・政令指定都市・中核市が令和4年3月31日までに指定した指定医療機関等において行われた保険外診療の特定不妊治療（体外受精、顕微授精（これらの治療の過程で行う男性不妊治療を含む））。

【注】本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせで行ういわゆる「混合診療」を認めるものではなく、保険診療の対象外となる生殖補助医療（体外受精及び顕微授精に限る。）を受けた場合の自己負担の一部を助成するものです。ただし、先進医療等の保険外併用療養費が支給される場合は、一部、保険診療も実施されることから、助成対象外となります。

3 助成の額

治療ステージA, B, D, Eの場合	30万円まで
治療ステージC, Fの場合	10万円まで
体外受精及び顕微授精の治療の一環として男性不妊治療（精巣又は精巣上体から精子を採取するための手術）を行った場合	30万円まで。（ただし治療ステージCの治療は除く）

《参考》

ステージA	新鮮胚移植	助成対象
ステージB	採卵を伴う凍結胚移植	
ステージC	以前に凍結した胚の移植	
ステージD	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	
ステージE	受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常授精等により中止	
ステージF	採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止	

4 申請に必要な書類（★の様式は愛媛県ホームページからダウンロード可能。☆は市町村発行。認印必要。）

	必要書類	備考
①	愛媛県特定不妊治療費助成事業申請書★	ご夫婦が記入。申請額の訂正は不可。
②	愛媛県特定不妊治療費助成事業受診等証明書★	主治医に記入を依頼。 ※院外処方がある場合は、「薬剤内訳書」も必要。その様式はホームページからダウンロードできます。
③	口座振替申込書兼債権者登録票★	①で振込先に指定した方の口座を登録。 ※通帳の写し（口座名義のカナ表示及び口座番号が確認できるページ）又は金融機関による確認印が必要。
④	特定不妊治療費助成金請求書★	①で振込先に指定した方を請求者として氏名等記入。押印が必要。請求額の訂正は不可。
⑤	[法律婚の場合] 戸籍謄本（全部事項証明）☆	法律上の婚姻関係の証明書類として必要。年度初回申請時は原本（申請前3か月以内発行のもの）が必要。年度2回目以降の申請はコピーで対応可。
	[事実婚の場合] 1. 夫婦二人の戸籍謄本 ☆ 2. 夫婦二人の住民票 ☆ 3. 事実婚関係に関する申立書★	事実婚関係であることの証明書類として必要。年度初回申請時は原本（申請前3か月以内発行のもの）が必要。年度2回目以降の申請はコピーで対応可。 住民票は世帯全員及び続柄が記載されているもの。
⑥	特定不妊治療を受けた医療機関発行の領収書及び明細書	領収書で治療内容が確認できない場合は、明細書も提出。 受精卵等の管理料（保管料）、入院費、食事代、文書料は対象外。「薬剤内訳書」を提出する場合は、その領収書、明細書も必要。

<下記については、助成回数のリセット希望者（A 又はBの方）のみ提出が必要となります>

A. 特定不妊治療費助成事業の助成を受けた後、出産した場合	
1	リセットに関する申立書 ★ 出生したお子さんの生年月日及び氏名をご記入ください。
2	住民票 ☆ 原本（申請前3か月以内発行のもの）が必要。 住民票は世帯全員及び続柄が記載されているもの。
B. 特定不妊治療費助成事業の助成を受けた後、妊娠12週以降の死産に至った場合	
1	リセットに関する申立書 ★ 死産のあった日をご記入ください。
2	死産の事実を証明できる書類 ☆ 死産届の写し、母子健康手帳の「出産の状態」ページの写し等

**申請
期限**

申請は治療終了後、速やかに行ってください。令和4年度（経過措置）の締切は下記のとおりです。
 なお、期限までに提出できない場合は、**令和5年3月24日（金）までに必ず保健所にご連絡ください。**
 ※期限内に申請ができない場合や連絡がない場合は、原則、受付及び助成はできません。

治療終了日	申請期限（厳守）※
令和4年4月～令和5年3月	令和5年3月31日（金）まで

5 助成の回数

助成回数は、**1回まで**とする。

ただし、これまで助成を受けた回数が次の表の回数を超えている場合は、助成対象外となります。

（*助成回数は、他の都道府県・政令指定都市・中核市で受けた助成も通算されます。）



初めて助成申請をする治療期間初日の妻の治療年齢が	40歳未満の場合、1子ごと6回まで
	40歳以上43歳未満の場合、1子ごと3回まで

※特定不妊治療費助成事業の助成を受けた後に、出産したことが確認できる場合（妊娠12週以降の死産も含む）、これまで受けた助成回数をリセットできます（希望者のみ）。

❁愛媛県内の指定医療機関について

（令和4年3月31日時点）

医療機関名称	所在地	連絡先	対象となる治療		
			体外受精	顕微授精	男性不妊治療
梅岡レディースクリニック	松山市竹原町一丁目3番地5	089-943-2421	○	—	—
愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	089-960-5572	○	○	○
愛媛労災病院	新居浜市南小松原町13-27	0897-33-6191	○	○	—
こにしクリニック	新居浜市庄内町一丁目13-35	0897-33-1135	○	○	—
つばきウイメンズクリニック	松山市北土居五丁目11-7	089-905-1122	○	○	○
ハートレディースクリニック	東温市野田二丁目100-1	089-955-0082	○	○	—
福井ウイメンズクリニック	松山市星岡四丁目2-7	089-969-0088	○	○	○
矢野産婦人科	松山市昭和町72-1	089-921-6507	○	○	○

❁提出先について

※松山市にお住まいの方は、松山市保健所（☎089-911-1870）にお問い合わせください。

必要書類をそろえて、住民票がある市町を管轄する保健所へ提出してください。

保健所名	所在地	電話番号	管轄市町
四国中央保健所	四国中央市三島宮川4丁目6-55	0896-23-3360（内線112）	四国中央市
西条保健所	西条市喜多川796-1	0897-56-1300（内線319）	新居浜市、西条市
今治保健所	今治市旭町1丁目4-9	0898-23-2500（内線226・257）	今治市、上島町
中予保健所	松山市北持田町132	089-909-8757（内線262）	伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町
八幡浜保健所	八幡浜市北浜1丁目3-37	0894-22-4111（内線285・286）	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島保健所	宇和島市天神町7-1	0895-22-5211（内線260）	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町